

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
全体			
1	ガラス産業 連合会	本ガイドライン（案）にはジルコン等指定原材料を用いた工業製品（耐火煉瓦）をガラス業界では使用しており、この意味で作業員や周辺住民の安全を守る指針として意義のあるガイドライン案と考えております。 当連合会と致しましては今後本ガイドライン案に基づきガラス業界の周知、徹底をはかっていきたいと考えております。	—
2	森 久起	ウラン廃棄物のクリアランス対象物は原子炉等規正法の対象外となります。 現在、原子力安全委員会の下部委員会にてクリアランス濃度などの検討が進められており、その濃度がNORM対象であれば、原子炉等規正法でクリアランス対象となったとしても、廃棄物を再利用する際にはNORM規制を受けることとなるのでしょうか。 現在では、リサイクル社会の実現を目指して様々な廃棄物の再利用が図られており、ウラン廃棄物についても同様の考えで再利用を諮っていくべきと考えます。 その際、原子炉等規正法では規制対象外となっても、NORMガイドライン対象となれば、実質的に再利用を制約することになりかねません。よって、原子炉等規正法対象外となったクリアランス対象廃棄物に関してはNORM対象外とすることが適切と考えます。	ウランのクリアランスレベルは、原子力安全委員会放射性廃棄物・廃止措置専門部会ウラン廃棄物埋設検討小委員会において、検討が進められているところです。 現時点において、ウランのクリアランスレベルに関する報告書は取りまとめられていないと承知しておりますが、今後、クリアランスレベルが示された際には、必要に応じて所要の見直しを行うことを考えております。
3	NPO放射線安全 フォーラム 放射線課題 検討会有志	規制の実施にはコストが伴い、ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の取扱いに伴う被曝は通常低いレベルに止まります。規制影響分析で制定が正当化できるという条件付きで、ガイドラインを定めることに賛成します。また、ガイドライン制定が正当化される場合は、このガイドラインの基本的な考え方に賛成します。ただし、このガイドラインは加工業者のみを想定していますが、ウラン又はトリウムを含む大量の原材料を取り扱う事業所として、製造事業所だけでなく原材料の輸入業者が用いる事業所に対応する事項を追加すべきであると考えます。	規制影響分析につきましては、行政機関が行う政策の評価に関する法律第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条において、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策等を対象として、規制に関する事前評価を行うこととしておりますが、本ガイドラインについては上記の対象となるものではないと理解しております。なお、本ガイドラインに関連したシンポジウムとして、平成15年10月に東京と京都において「放射線審議会基本部会シンポジウム」が開催され、意見交換がされています。 また、本ガイドラインの対象事業者についてですが、原材料の輸入業者につきましては、作業員が原材料に接する時間が短いことが想定されることなどから被ばく線量が1mSv/年以上となる可能性がほとんどないため、本ガイドラインの対象とはしていません。なお、一般消費財の輸入業者については、当該製品の被ばく評価や情報提供等の必要があることから、本ガイドラインの対象になります。
4	日本耐酸壘 工業株式会 社	今回提示されているガイドライン案の内容で、ガラスびん業界の当社としては進めていただきたく強く望みます。 しかし、管理しなければならないといった状況を考えていただいて、社内の管理体制が、現状の「放射線障害予防規定」のレベル以下におさまるよう、また、管理レベルをより厳しくしなくても良いような形でまとめられるよう希望いたします。 ＜一部非公表＞	放射線量率の測定等の各論につきましては、各章ごとに、具体的な意見を踏まえて検討を行います。

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
5	お茶の水女子大学 大学院 古田悦子	一般消費財の利用者にとっての正当性の議論をしてください。 ・ガイドライン案を拝見し、対象事業所が守るべき放射線量率の測定等改善されたことを、喜ばしく感じました。 ・大規模事業所における自主規制は別として、小規模事業者の守るべき法が原子炉等規制法（障害防止法）のみの状態とは格段の進歩と感じます。 ・NORMの被ばく線量は、添加される鉱石等が自然にあるものである限り（エンリッチされていない限り）問題ないことは承知しています。 ・そこで、作業員とその周辺住民について安全が確保されれば良いとする考え方であると解釈いたしました。 ・EUにおいては添加規制対象品目があることはご存知だと思います。この中には、かつて欧州でRIを添加していた化粧品も入っています。（食品、飲料水、飼料、玩具、化粧品、装身具） ・EUのように「正当性を考える」考え方を採用していただきたいと思います。 ・放射性物質の有効利用を押し量ることと、起こるかもしれない数十年先の被ばく影響結果を無視することはイコールではないはずです。 ・「アララ」の理念に合わせて「正当性」の考えを導入してくださることを切に望みます。 ＜一部非公表＞	「正当性」の考え方は、重要であると考えます。 本ガイドラインでは、第6章（2）被ばく線量低減のための改善措置（P13）において、「1mSv/年を超えない場合であっても、合理的、かつ容易に被ばく線量を低減できる場合は、このような措置を講ずることを推薦する」と記載するとともに、解説2 一般公衆の被ばくの考え方（P18）において、「線量限度以下であっても、合理的に達成可能な限り線量を低くすることを原則としている。」と記載し、いわゆる「ALARA(As Low As Reasonably Achievable)」の理念を記載しております。 なお、一般消費財の利用者の安全については、例えば飲食品であれば食品衛生法、化粧品であれば薬事法、その他の製品であれば消費生活用製品安全法等により、添加物を含めた安全性が担保されるものと考えております。
6	硝子繊維協会 環境委員会	平成18年の当初案に比してかなり現実的な内容になっていると判断しています。 担当職位の方々には、多大なご尽力、ご苦勞を頂いた賜物と、衷心より感謝申し上げます。 世界で唯一の被爆国として先進各国に率先して、IAEA BSSの国内法への導入に取り組まれているのかも知れませんが、先進各国に比して突出した内容になり、産業界として国際競争上不利にならないように願います。 少なくとも今回のパブコメにより、現状より厳しい内容になることがないように是非内容維持の程、宜しく願い申し上げます。 ＜一部非公表＞	本ガイドラインに記載してある放射能の濃度の基準等は、IAEAのBSS等の国際的な基準を根拠としております。 放射線量率の測定等の各論につきましては、各章ごとに、具体的な意見を踏まえて検討を行います。
7	日本酸化チタン工業会	特段ございません。	――

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
第1章 はじめに			
8	日本原子力研究開発機構 バックエンド推進部門	(1) 該当箇所 P1 第1章はじめに 9行目 (2) 意見内容 「当面の間」との記載があるが、自主管理後をいつまで想定しているのか、自主管理に関して規制当局がどのように関与するのか、その後の規制をどのように考えているのかなどが不明。 (3) 理由 クリアランス後、「当面の間」との記載が目立つ。 「当面の間」の考え方、その後の対応など検討されているなら、示してほしい。また、「当面の間の自主管理」に関して規制当局がどのように関与し、確認し、指導などが行われるのかなど、具体的な対応なども示すべきではないか。	「第1章はじめに」に記載してありますとおり、文部科学省では、各事業者が行う安全確保対策の実施状況等を踏まえ、本ガイドラインがより良いものとなるように継続的に見直すことを考えております。さらに、必要性が認められれば、法令による規制も視野にいたした検討を行うものと考えております。
9	柴山 恭子	本ガイドライン案のp.1「第1章 はじめに」において、本ガイドライン案が「当面の対応」とあるが、当面とはどのくらいの期間のことか？また、その期間の後は法制化を検討するということなのか？	
10	柴山 恭子	本ガイドライン案のp.1「第1章 はじめに」において、「本ガイドラインがより良いものとなるように継続的に見直すこととする」とあるが、どのくらいの頻度で見直すことを想定しているのか？	
11	NPO放射線安全フォーラム 放射線課題検討会 有志	ガイドラインの他法令等との関係を明確にするため、(1) 食品衛生法が、食品に意図的にウラン又はトリウムを含む原材料を添加する行為を禁止していること、(2) 化粧品規則（厚生省告示第三百三十一号）が、化粧品等にウラン又はトリウムを含む原材料を添加したことで「免疫活性効果」があると効能表示することを禁止していること、および、(3) ウラン又はトリウムを含む原材料を用いる製品を製造する事業所に対し、労働基準監督官は必要に応じて、強制捜査、事情聴取、証拠物の押収などをする権限があり、(4) 家庭用品衛生監視員は、ウラン又はトリウムを含む原材料を用いる家庭用品の製造所を立入検査し、必要に応じて製品の回収を命令できることを付記し、事業者の注意を促すべきだと考えます。	他法令等との関係を明確化することは重要であることから、第1章 はじめに（P1）において、「原子炉等規制法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、労働安全衛生法等の放射線安全に係わる法令等で定められている事項に該当する場合については、それに従うものとする。」と記載しております。
第2章 ガイドラインの位置づけ及び概要			
12	兼松 秀代	p.3「図表2」の放射線量率の測定について ・「放射線量率の測定」はγ線だけでなく、α、β、γの全ての線量を測定すること。 ・放射性物質に密着させて測定すること。 ・内部被曝の評価をすること。その際、平成20年5月30日判決言渡、平成18年（行コ）第58号原爆症認定申請却下処分取消等請求控訴事件（原審・大阪地方裁判所平成15年（行ウ）第53号、第69号、第96号～第99の判決文のp.310「放射線の衝撃 低線量放射線の人原発への影響（被曝者医療の手引き）」、p.311「死に至る虚構 国家による低線量放射線の隠蔽」を規制に必ず活かすこと。	ウラン又はトリウムを含む原材料を取り扱う場合には、製造事業に関する対象事業者該当すると考えられ、その場合は、第5章の冒頭の記載事項「指定原材料等は、換気が十分に行える場所で取り扱うこととし、特に粉じんの発生の可能性がある場合は、マスクや手袋など適切な保護具の着用等の措置を講ずる」ことを記載しております。 このような措置内容を前提とした上で、別紙1の放射線量率の測定では、γ線測定器による測定を記載するとともに、肌に密着利用する一般消費財については、β線を考慮する測定法を記載しております。

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
第3章 用語の定義と解説			
13	日本原子力研究開発機構 バックエンド推進部門	(1) 該当箇所 P5 (6) 放射能濃度の基準 (2) 意見内容 「精製した」の定義が必要では。 天然の含有率を変えたら濃度、総量とも自然界の10倍まで許可なく取り扱うことができるのか。天然の含有率は鉱石等によって異なる。天然と精製したものを定義する必要がある。 (3) 理由 指摘のように精製したもの、人為的な行為が施された物については10倍というのは、子孫核種が除かれたことを基に評価しているが、精製の段階を、最大の条件で10倍と見たということか。曖昧な部分があり、「精製」に係る定義が必要と考えられる。	本ガイドラインの対象事業者は、原子炉等規制法の規制対象外である場合が多いと想定されることから、精製したウラン、トリウムについては、第3章(3)に記載していますとおり、平易な表現を用いて、「精製したウラン、トリウムは子孫核種をほとんど含まない」ものとしております。
14	日本原子力研究開発機構 バックエンド推進部門	(1) 該当箇所 p5(7)一般消費財に関する放射能の数量の基準 (2) 意見内容 [本ガイドラインでは、一般消費財の利用による被ばく線量が1mSv/年以下となることを担保するための目安値として、一般消費財に含まれるウラン又はトリウムの放射能の数量が、自然のウラン又はトリウムを含むものについては8,000Bq、精製したウラン又はトリウムを含むものについては80,000Bqとし、これを超えるものを対象とした。]との記載があるが、解説に示された、条件1に示される「人体に密着あるいは近傍で利用されるもの」という前提条件が見えない。 (3) 理由 条件1及び条件2を満たすものであるという記述を、正確に本文にも記述することが必要では。また、分かりづらい数値で、環境を考慮してもファクターとしての8に意味があるのか疑問がある。 解説に示された内容で、8000と決めることが妥当との判断は難しい。 また、IAEAの数値の丸め方などを考えるとオーダーでの議論ではいけないのか。	第3章(7)を以下のとおり修文します。 (修文後) 「本ガイドラインでは、一般消費財の利用による被ばく線量が1mSv/年以下となることを担保するための目安値として、<u>人体に密着あるいは近傍(1m以内)で利用される一般消費財に含まれるウラン又はトリウムの放射能の数量が、自然のウラン又はトリウムを含むものについては8,000Bq、…</u>」
第4章 ガイドラインの対象事業者について			
15	産業技術総合研究所 地圏資源環境研究部門	以前の「NORMガイドライン案」では、「別添1」の「区分1」に「研究・教育用鉱物サンプル、博物館所有の鉱物サンプル」などは「除外」という記述がありました。今回の新しい案では、そのような記述が無く、研究用サンプル等の位置づけがわかりにくいように思います。研究機関や大学等が所蔵する研究・教育用のウラン・トリウム鉱石等のうち、核原料物質の規制対象外のもの、ある程度多量に所蔵されていても「製造事業」や「一般消費財」には該当せず、ガイドラインの対象外であると考えて良いのでしょうか。	ガイドラインの対象は、「第4章ガイドラインの対象事業者について」に該当する事業者となります。 このため、研究・教育用のウラン・トリウム鉱石等を所蔵する者は、製造事業や一般消費財に関する対象事業者とならない限り、本ガイドラインの対象外になると考えております。

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
16	(社) 日本電球工業会	本ガイドライン第4章(2)の条件1では「一般消費財であって、人体に密着あるいは近傍で利用されるもの」と規定されております。しかし、近傍の定義が無く、どの程度近ければ条件1に該当するのかが明確ではありません。 50cm、1mなど近傍の具体的な距離を示していただきたい。	近傍とは、1m以内で常時使用することを想定しています。 その内容を本文に追記します。 (修文後) (2) 一般消費財に関する対象事業者(製造事業者又は輸入事業者) (i) 条件1について 一般消費財については、人体に密着あるいは近傍(1m以内)で利用される場合以外では、・・・。
17	日本肥料アンモニア協会	「肥料は、近傍で使用するもの」に該当するかどうか、会員から質問があり、事前に御省にたずねたところ、「肥料は該当しない」との回答を得ていましたが、このガイドライン(案)だけでは、その主旨は読み取れません。 「近傍で使用するもの」の定義が曖昧に思える。	なお、御意見中にあります、当省から貴協会への回答につきましては、「肥料は、近傍で使用するものに該当するか」という御質問に対して、「肥料は、近傍で使用するものには該当しない」という回答をさせていただきましたことを、念のため追記します。
18	兼松 秀代	p.6 ガイドラインで規制するような物を使った製品を作らせないこと、リサイクルなどもってのほか。 ガイドラインで規制するような物を使った製品、中間製品を認めない、リサイクル品も認めないこと。 このガイドラインはこうしたことにわざわざ道を開き、放射性物質の拡散を拡散する。 ＜一部非公表＞	自然放射性物質を比較的多く含んだ鉱石等が産業用の原材料として大量に広く利用され、一般消費財としても多くの人に利用されています。このような自然放射性物質を含む製品、中間製品、リサイクル品等については、原子炉等規制法等の規制対象である場合には法令に基づく措置をとる必要があります。また、法令の規制対象外である場合でも、本ガイドラインの対象となる場合には、本ガイドラインに基づく安全確保対策を求めることを考えております。
19	柴山 恭子	本ガイドライン案p.8で「(ii) <略>一般消費財については、<略>放射能の数量に関する基準も設けることとする。一般消費財の放射能の濃度及び数量は、その製品が一般家庭等において利用される形状で測定・分析するものとする。」とあるが、一般消費財の放射能の数量の求め方が明確でないので、本ガイドライン案の対象となるあらゆる一般消費財の利用形態を想定し、安全側にたった放射能の数量の求め方を明示すべきである。	第4章(2)(ii)では、「一般消費財の放射能の濃度及び数量は、その製品が一般家庭等において利用される形状で測定・分析するものとする。」と原則となる考え方を記載し、各一般消費財の性状等に応じて、具体的な測定・分析を行うこととしております。
20	柴山 恭子	本ガイドライン案p.6「第4章」において、「なお、本章に示す放射能の濃度及び数量は、被ばく線量が1mSv/年以下となることを担保するための目安であり、厳密な適用を求める趣旨ではないことを付記する。」とあるが、例えば、自然のウラン又はトリウムの濃度が1Bq/gを超えても本ガイドライン案の対象としなくてもよいと読めるため、この表現は不適切である。 担当職員によれば、「本ガイドラインで目安値としているのは、例えば、自然のウラン又はトリウムの濃度が0.99Bq/gだから対象とならないということではなく、1Bq/gに近い値のものはできるだけ対象として扱うよう業界にお願いする趣旨だ」との説明であったが、この目安値の意味が正確に伝わるような表現にすべきである。	第4章(1)条件2、(2)条件2において、「放射能の濃度が〇〇Bq/gを超える」を「放射能の濃度が〇〇Bq/gを超えるおそれがある」と修文します。

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
21	鏡野町	米国等では専門家が各種一般消費財の線量評価を行い、法律の規制対象外となる製品を具体的に定めるなどしている。本ガイドラインの運用にあたっては、濃度などの規準を上回る場合でも線量が1mSvを下回るような事業、製品については、ガイドラインの適用対象外となるよう、順次規定していくような制度について検討いただきたい。	使用する原材料の放射能濃度等から本ガイドラインの対象事業者となる場合でも、被ばく線量を評価すると作業員等の被ばく線量が1mSv/年を下回るため、被ばく線量低減のための改善措置が不要となる事業者は、多数存在するものと考えられます。 そのような事業者につきましては、「ガイドラインの適用対象外」というよりもむしろ、「ガイドラインに基づいた安全確保が図られている対象事業者」とであると理解しております。
22	兼松 秀代	石炭灰、石油のフライアッシュ規制を含めた法整備とすること。 石炭灰には高い放射能が含まれている。セメント・コンクリート原料や土木建築資材、農業水産資材などとして再利用されているようであるが、直ちに止めさせるべきである。 石炭灰以上に更に強い放射能を持ったものが石油フライアッシュである。これも直ちに再利用を止めさせるべきである。	石油のフライアッシュに関する放射能についてはデータを持ち合わせておりませんが、石油スラッジや石炭灰フライアッシュ等については、当省の国内での調査から、放射能濃度が0.1 Bq/g以下という結果が得られており、直ちに規制を必要とするほどの安全上の問題はないと考えられます。
第5章 製造事業者における放射線量率の測定、被ばく線量評価及び改善措置			
23	日本肥料アンモニア協会	廃棄物は、以前のガイドライン（案）では、8760時間を用いるようになっていたが、今回は、「現実的な接近時間設定」であり、的を得た内容になっている。	――
24	(社)日本電球工業会	本ガイドライン第5章（3）の提供する情報の②に「指定原材料等の種類及び原産地」があります。 当工業会で取り扱う精製されたトリウムにおいて、その原産地とは、トリウム鉱石の産地か、精製加工場所を示すのかが明確ではありません。精製されたトリウムの場合、鉱石の産地よりも、トリエーテッドタングステンへの精製加工場所（国）を示すのが妥当かと考えます。ご検討をお願いします。	第5章（3）情報提供の②について、「②指定原材料等の種類及び原産地（又は加工地）」と修正します。
25	タングステン・モリブデン工業会	本ガイドライン第5章（3）の提供する情報の②に「指定原材料等の種類及び原産地」があります。 当工業会で取り扱う精製されたトリウムを取り扱う場合は、不要なものではないでしょうか。その場合は、鉱石の産地よりも、トリエーテッドタングステンへの製造加工場所（国）を示すのが妥当かと考えます。ご検討をお願いします。	

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
26	鏡野町	P11「第5章製造事業所における放射線量率の測定、被ばく線量評価及び改善措置」について 本ガイドラインは「自主管理」を促すことが目的であり、測定頻度や記録の保存期間について具体的な記載があるのは、趣旨にそぐわないと考える。すなわち、(3) 情報提供(ii)に記載されている廃棄物の引き渡しの場合と同様、線量評価と線量低減のための措置のみ責務とし、かつ、測定の頻度、記録、保管、教育などは、管理手法の例示程度とし、原則的には事業者の責任で適切な手法を判断して実施できるよう記載していただきたい。	第5章に記載されている測定頻度、記録の保存期間等は、自主管理を行う際に必要となる事項について、対象事業者の参考となるよう具体的に記載したものです。
27	鏡野町	P11「(1) 放射線量率の測定及び被ばく線量評価」について 指定原材料の性状等に変化がない場合や事業所が広大な敷地に立地する場合などには、製造事業所等での定期的な測定を実施する必要がある場合も想定できる。たとえばBGを超えて有意な線量上昇が確認されない事業所など、1 mSvを明らかに担保している場合には以後の測定を省略できるなどの記載も追加していただきたい。また測定や線量評価の頻度などについても柔軟な対応が可能となる記載としていただきたい。	指定原材料の性状等の変動状況に応じて柔軟な測定を可能とするため、「少なくとも年1回とする。」を「 <u>原則として年1回程度とする。</u> 」と修正します。 なお、第5章(1)(iii)にありますとおり、次の①～⑥のような場合は被ばく線量が増加するおそれがあるので、追加的な臨時測定を行うこととしております。 ① 指定原材料等の総量の増加 ② 指定原材料等の種類、原産地、仕入れ先等の変更 ③ 工程、設備又は製品の仕様の変更 ④ 作業時間、作業場所又は指定原材料等若しくは保管製品の保管場所の変更 ⑤ 事業所敷地境界の変更 ⑥ 指定原材料等を含む廃棄物の取扱い方法の変更
28	柴山 恭子	チタン鉱石問題の例でも明らかであるが、本ガイドライン案の対象となる原材料等における放射能の濃度や数量、放射線量にはばらつきがあり、従って製品等にも同様にばらつきが生じる。そのため、測定頻度について、「少なくとも年1回とする」(p.11)とのガイドラインは意味をなさない。少なくとも本ガイドラインの対象となるものを扱う日ごとに測定すべきである。	

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
29	耐火物協会	耐火物製品の一部には、本ガイドライン（案）の指定原材料を用いた製品があり、広く産業界に利用されています。本ガイドライン（案）は、作業者並びに周辺住民の安全を確保することに有効であり、且つ、幣協会で自主マニュアルを作成し、運用していくことにより、本ガイドライン（案）に沿った安全確保を行っていくことは可能と考えていますが、懸念な点が1点あります。 本ガイドラインでは、廃棄物をリサイクルする場合の対象事業者はリサイクルを実施する事業者となります。対象事業者にはいろいろな責務が課されることとなりますが、数多くのリサイクルの対象事業者がこの責務を果たすには、測定器の確保をはじめ、実運用上混乱を招く可能性も考えられます。 耐火物に携わる業界では、最も対象中間製品が集中しますのは、耐火物業界とその直接ユーザーです。その耐火物が集中している業界で、1 mSv/年以下となる安全性が確保されている場合、必ず分散、希釈傾向にある廃棄物の安全性は充分確保できていると考えられます。 以上のことを勘案しまして、本ガイドライン案の 第5章（3）（）において、「対象事業者が管理下にあった廃棄物を第三者に・・・」を「対象事業者が管理下にあった廃棄物を廃棄物処理事業者並びにリサイクル事業者に・・・」に変更して頂くことを強く希望致します。	対象事業者が、管理下にあった廃棄物を最終処分することを目的として廃棄物事業者に引き渡す際には、被ばく線量が概ね1mSv/年を超えないことを確認することを記載しております。 しかしながら、当該廃棄物をリサイクル品として他の製造事業の原材料として利用する場合には、利用する事業者が被ばく線量の評価を行うための情報が必要となります。そのため、製造工程によっては、原材料に含まれるウラン又はトリウム濃度が高まる工程も考えられることから、出荷先に対して、ウラン又はトリウムに関する情報提供が必要であると考えております。
30	柴山 恭子	本ガイドライン案の対象となる廃棄物については、リサイクルを決して認めるべきではない。本ガイドラインは法的規制ではないので守らなくても罰則もなく、ガイドラインを守らず、当該目安値を超えてリサイクルを行う事業者等を規制、監視する有効なしくみもない。一旦、市場に流通し、環境中に出てしまったものへの対処は極めて困難であり、人体、環境への影響が甚大で取り返しがつかない。 ＜一部非公表＞	廃棄物を他の製品の製造にリサイクルする場合には、中間製品等（一次製品、半製品、工業製品、副産物等）と同様に取り扱うものとし、本ガイドラインによる安全確保を求めることとしております。
第6章 一般消費財利用時における放射線量率の測定、被ばく線量評価及び改善措置			
31	日本放射線公衆安全学会	ガイドライン（案）4. 一般消費財に関する実施内容（1）について 放射線量率の測定及び被ばく線量の評価をするためには、第一種放射線取扱主任者もしくは同等の有資格者による測定・評価が望ましいと考えます。	第一種放射線取扱主任者もしくは同等の有資格者による測定・評価が望ましいと考えております。 ただし、放射線量率の測定に使用する機器は、校正された物を使用することとしておりますので、その機器の取扱い方法を正しく守れば、特別な資格者を求めなくとも、ガイドラインで要求する測定は可能と考えております。
32	日本放射線公衆安全学会	ガイドライン（案）4. 一般消費財に関する実施内容（2）について 被ばく線量が1 mSv/年を超えると推定される場合に、被ばく線量低減のための改善措置を講じることに賛成です。	――
33	日本放射線公衆安全学会	一般消費財を利用する消費者に対しての情報提供は、利用時間当たりの被ばく線量を表示あるいは添付することは賛成です。	――

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
34	日本放射線 公衆安全学 会	ガイドライン（案）4. 一般消費財に関する実施内容（4）について 測定年月日、測定者名、測定の方法及び結果等を記録し、保存することは賛成ですが、必要な測定を実施、記録を作成する資格者要件と、記録の保存期間を明確にすべきと考えます。	放射線量率の測定に使用する機器は、校正された物を使用することとしておりますので、その機器の取扱い方法を正しく守れば、特別な有資格者を求めなくとも、ガイドラインで要求する測定は可能と考えております。 記録の保存期間については、その製品が販売終了された後も、長期間使用され続けることも考えられることから、当該製品の利用が終了すると想定されるまでの期間としております。当該製品の利用が終了する期間については、製品毎に異なるため、一律に保存期間を明示するのは難しいと考えております。
35	鏡野町	P13「第6章 一般消費財利用時における放射線量率の測定、被ばく線量評価及び改善措置」「（3）情報提供」及び「（4）記録の作成」について 通常の使用状況であれば年間1mSvを下回ることが担保される場合、あえて極端な使用状況で年間1mSvを超えることなどを想定して、利用時間あたりの線量を記載する必要はないと考える。また、多様な商品を販売する際に、製品毎に評価することは困難である。特に記録の作成において、ある量を超えないなど1mSvを超えない根拠が明確であれば、測定や線量の評価を省略できるような記載にしていきたい。さらに、消費財の記録について、保存期間を当該製品の利用が終了すると想定されるまでの期間などとしている点は、たとえば製品によってはほぼ恒久的に利用可能なものもあることから、現実的な最大の期限を定めていただきたい。	本ガイドラインは、自然放射性物質（ウラン又はトリウム）を含む原材料、製品等の取扱いの際の無用な放射線被ばくによる健康上のリスクを低減することを目的として策定しております。 一般消費財に関しては、通常の利用で1mSv/年を下回る場合であっても、利用方法によっては、1mSv/年を超えると推定される場合は、利用者の無用な被ばくの低減化の観点から、利用時間あたりの線量などの情報提供は必要と考えております。 測定や線量の評価については、利用者の被ばく線量が1mSv/年を超えないことを確認する行為であり、第6章（1）（ii）にあるように被ばく線量が増加するおそれがある場合には、追加的な臨時測定が必要だと考えています。 記録の保存期間については、当該製品の利用が終了する期間は製品毎に異なるため、一律に保存期間を明示するのは難しいと考えております。

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
36	日本放射線 公衆安全学 会	ガイドライン(案)4. 一般消費財に関する実施内容について 本ガイドラインでは製品を購入した市民が廃棄する際の規制について言及されていません。規制値以下であっても一般ゴミに核燃料物質等が混入する恐れのない措置を講じる必要があると考えます。	本ガイドラインは、自然放射性物質(ウラン又はトリウム)を含む原材料、製品等の取扱いの際の無用な放射線被ばくによる健康上のリスクを低減することを目的として策定しております。
37	ポニー工業 株式会社 営業本部 営業開発部	ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等について、一般消費材についての製造及び使用についてはガイドラインが定められているが、その一般消費材が使用者が使用を終了して廃棄する行為についてガイドラインが定められていない。 ウラン及びトリウムを含む原材料を使用して、一般消費材を製造する者又は販売する者に、使用終了後の廃棄について責任を持って対応させることが必要では無いか。 1) 一般消費材が廃棄された市中に出た場合、製鉄所やスクラップ業者等が設置する放射線検知機(トラックモニター)によって、線量率によって発見されるケースがある。濃度及び数量を特定しない限り対象物が、法規制に係る物かどうか判別できず、判別したとしても、その後の取扱いができず多くが保管されている状態である。その量が多くなると、一般の使用者よりも被ばくのリスクが大きくなるのではないか。 2) 製造者又は輸入者か、製造者責任として、回収するべきでは無いでしょうか。例えば、障害防止法では、特定認証機器等でも廃棄の義務を負い、その情報を使用者に告知している。 3) ガイドラインを定めるのであれば、ウラン又はトリウムの最初から最後までに渡って定めるべきであり、適切な廃棄処置が無いとそのガイドラインから外れた環境下で、問題の先送りとなってしまう。	自然放射性物質を含む一般消費財(身体に密着或いは近傍で利用されるもの)については、一般消費財利用者の被ばく線量が、通常の利用で1mSv/年以下となるよう措置を講じることが記載しております。このような措置が講じられた一般消費財を廃棄する際に、被ばく線量が1mSv/年を超えるような状況が起こることはほとんどないものと考えております。 また、自然放射性物質を含む一般消費財のうち、身体に密着或いは近傍で利用するもの以外についても、利用から廃棄を通じて1mSv/年を超える被ばくを受ける恐れはほとんどないものと考えております。 このように、本ガイドラインは、ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の取扱いの際の無用な放射線被ばくによる健康上のリスクを低減する観点から策定を目指していることを、ご理解頂ければと存じます。 なお、自然放射性物質を含む一般消費財を廃棄する際の取扱いに関して、残された検討課題があることは承知しておりますので、今後、本ガイドラインとは別に、更なる検討を進めることが必要であると考えています。
		わが国では目下、資源の有効活用等の観点から資源循環型社会の形成を強く推進しているが、こうした状況を踏まえるならば、本ガイドラインにおいても、対象とするウラン又はトリウムを含む一般消費財が安全を確保しつつ円滑に循環させるためには、①製造事業者段階、②利用者段階のみならず、③使用済みとなり処分(再利用または廃棄)される段階も考慮し、処分に当たっての適正処置について触れていただくよう要望いたします。	

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
38	(社)日本鉄 リサイクル 工業会	ウラン、トリウムを含む一般消費財がユーザーの手元から離れ、一般の廃材、産業廃棄物として処分された場合の問題点として次のことを上げさせていただきます。 金属スクラップ業者等のリサイクル業者では、廃材を受入れる際に高感度のゲートモニターにて、積載物の放射線量の確認を行っている業者が数多くあります。 また金属スクラップ業者段階で放射線量の確認を行っていないケースでも、加工処理後のスクラップ販売先である、製鉄メーカー等ではゲートモニター等で同様の放射線量の確認を行っているのが通常です。 これらの業者や製鉄メーカー等では実際に一般消費財（家庭用温泉器など）が混入したために、アラームが鳴り、その積載車両を拘束し、廃材の中から対象物を探索することが起こっています。 現状では、放射線を放出しているものが、法で定める規制対象物であるかどうかの判断を仰ぐため、その核種と、放射エネルギーの推定作業を測定会社に依頼しなければなりません。 これらの一般消費財が、どこから持ち込まれたものか、その発生元を特定できないケースが多く、これらに係わる費用の負担並びに、その廃棄物の処理について、たまたまそれを受け付けたり製鉄メーカーに持ち込んだりしたスクラップ業者が責任を負わされるという現状があります。 不要となった一般消費財の処分については、その使用者が第一義的な発生者責任として、適切に対処すべきであると考えますし、最終的には製造者が適切処理に関する全体的な責任を負うべきであると考えます。 従って、当該消費財が廃棄後に発見された場合の処理責任と費用は最終使用者が負い、使用者が特定できない場合は製造者、製造者も特定できない場合にはしかるべき業界団体や国、自治体等の公共団体が負うことと同時に、発見後の適正な処置方法も明確にして迅速な適正処分を進める体制を規定しておくことが重要と考えます。 特に、家庭用温泉器、自動車排気マフラー触媒など、被ばく評価のシナリオ以外に、その商品の表面における空間線量率により、廃棄の際の手続きとして、メーカーへ引き渡すことを義務付けるなどの措置を盛り込んでいただけることを要望いたします。 なお、放射線障害法が規制対象としていない核種の低レベルの一般消費財を処理する場合、日本アイソトープ協会のような引取機関が事実上ありません。また、廃掃法では放射能レベルが明示されないまま、対象外とされ、一般廃棄物と同様の処理ができないのが現状です。こうした状況に対し、どう処理（廃棄）すべきかその措置についても盛り込んでいただけることを要望いたします。	

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
39	(株)千代田 テクノ アイソト プ事業本 部 アイソト プ企画調 整部	本ガイドライン出てくる一般消費財について、ユーザーでの使用が終わり廃棄処分するにあたって、その使用者が発生者責任として、適切に対処する旨の内容について触れていただくことを要望いたします。 当社は、廃材を受入れる産業廃棄物の中間処理業者のかたより、これらの一般消費財（家庭用温泉器など）が混入したために、施設に設置されている高感度の放射線検知ゲートモニターのアラームが鳴り、廃材の中から対象物の検索について依頼を受けることがあります。 現状では、これらの一般消費財はそれを発見した当事者が管理せざるを得ない状況となっています。これは非常におかしな話だと考えます。 ウラン、トリウムを含む一般消費財であることを認識し、使用している者の手元にある間は、それなりに管理し、気を付けて取り扱うことは想定されますが、廃材として廃棄処理された場合、上記のような事象が起こっている現状があります。 特に、表面での放射線量率の高い家庭用温泉器や、自動車排気マフラー触媒などについては、被ばく評価のシナリオ以外に、その商品の表面における放射線量率の評価により、廃棄の際の手続きとして、メーカーへ引き渡すことを義務付けるなどの措置を盛り込んでいただけることを要望いたします。 ①一般消費財の使用者に対し廃棄の際に、適切に処分することを明記していただきたい。 ②表面での放射線量率の高い一般消費財等については、廃棄に際しては一般廃棄物としてリサイクルのラインに乗ることの無いよう、製造・販売業者が回収することを義務付けていただきたい。	
40	柴山 恭子	本ガイドライン案では、内部被ばくについて、p.11の「第5章 製造事業所における放射線量率の測定、被ばく線量評価及び改善措置」で、「なお、指定原材料等は換気が十分に行える場所での取り扱いとし、特に粉じんの発生の可能性がある場合は、マスクや手袋など適切な保護具の着用等の措置を講ずるものとする。」と書いており、内部被ばくについて明示しているのはここだけであるが、1mSv/年という数値に内部被ばくの値も含むという考えでガイドラインを作成しているのので考慮はしているとの担当職員の説明であった。 しかし、本ガイドライン案によって法的規制のないままりサイクルを認め、リサイクル製品を出回らせることを許すならば、p.14(8)「肌に密着利用する一般消費財については、β線を考慮するため、測定値を2倍した値からバックグラウンド線量率を差し引いて正味の放射線量率とする。」や、p.16の図表6で一般消費財の非密着時、密着時の換算係数において、密着した場合や内部被ばくの場合、最も細胞が影響を受けるα線を考慮すべきである。また、一般消費財についても内部被ばくのおそれを考慮した使用方法が守られるような措置を講じるべきである。 ＜一部非公表＞	第6章(1)(i)において、「なお、一般消費財が粉体であるなど、その粉体を吸い込むなどの可能性がある場合には、その被ばく線量の評価も行うこと。」を追記します。 また、別紙2の3において、「以下に、被ばく線量の評価方法を示す。なお、内部被ばく線量を評価する場合には、専門機関に相談すること。」を追記します。

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
41	柴山 恭子	本ガイドライン案では、一般消費財について、「通常の利用」を想定しているが、一般消費財として出回った以上、子どもが飲み込んだり、粉々になって粉じんを吸い込んだりということが全くないとは言えない。そのような場合も想定し、最大限、安全側に立ち、飲み込んだり、吸い込んだりした場合の内部被ばくリスクも考慮すべきである。 本ガイドライン案p.14(8)で、「一般消費財については、β線量を考慮するため、測定値を2倍した値」を用いるとしているが、平成18(行コ)58 原爆症認定申請却下処分取消等請求控訴事件(平成20年05月30日 大阪高等裁判所)判決に引用された知見p.312『チャールズ・ワルドレンと共同研究者たちも、極めて低い線量の放射線の場合、高線量を用いた通常の方法やエックス線装置からの瞬間照射の場合よりも200倍も効果的に突然変異が生じることを発見した(体内摂取されたベータ線による持続的な被曝は、外部からのエックス線瞬間被曝に比べて細胞膜への障害が千倍も強い。)』を参考にする、β線の影響評価が過小であり、内部被ばくにおけるβ線の影響評価を見直すべきである。	第6章(1)(i)において、「なお、一般消費財が粉体であるなど、その粉体を吸い込むなどの可能性がある場合には、その被ばく線量の評価も行うこと。」を追記します。 また、別紙2の3において、「以下に、被ばく線量の評価方法を示す。なお、内部被ばく線量を評価する場合には、専門機関に相談すること。」と追記します。 β線の影響評価については、専門家による検討等を踏まえ、「肌に密着利用する一般消費財については、β線を考慮するため、測定値を2倍した値からバックグラウンド線量率を差し引いて正味の放射線量率とする。」と記載しております。
42	お茶の水女子大学大学院 古田悦子	一般消費財の誤使用・廃棄による被ばくの可能性の議論をしてください。 ・一般消費財の内、特にモナザイトを原材料とした商品は、解説7以外にも(勿論すべてを掲げるわけには行かないので代表的なものについて触れていращやるのでしょうか)多数存在します。 ・10年以上にわたり、NORMによる被ばく線量評価を行ってまいりました。 ・ガイドラインでは製造事業所の従業員、周辺の住民は守られるようになったと感じました。 ・さらに使用者が使用形態を守っていれば、一般鉱石を添加しただけのものでは大きな被ばくにつながることはない、長年かけて証明してきています。 ・しかし、人は消費財の使用に当たって、決められたとおりの使用方法をとるとは限らないと思います。 ・諸外国で行われているように、被ばく線量評価の議論には「誤使用」も含めるべきだと考えます。 ・誤使用・廃棄等も視野に入れたガイドラインの作成を望みます。 ＜一部非公表＞	人は一般消費財の使用に当たって、決められたとおりの使用方法を取るとは限らないと考えられます。このことから、第6章(3)情報提供(P13)において、「適性時間を超えた利用など、利用方法によっては1mSv/年を超えると推定される場合には、一般消費財に以下に定める注意事項等を表示あるいは添付する。」と記載し、いわゆる「誤使用」にも留意した内容を記載しております。

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
【別紙1】 放射線量率の測定法			
43	AGCセラミックス(株)	本ガイドライン【別紙1】で規定されてます測定機器はエネルギー補償型NaI(Tl)シンチレーションサーベイメーター（最小目盛りが0.01μSv/h以下のもの）又はこれと同等以上の性能を有するγ線測定機器となっています。測定機器には、エネルギー非補償型サーベイメーターもありますので、そのような機種も使用できるよう、「同等以上」を「準ずる」などに変更して頂きたい。	【別紙1】放射線量率の測定法の(1)を以下のとおり修正します。 (修正後) 【別紙1】 (1)放射線量率測定に使用する機器は、校正されたエネルギー補償型NaIシンチレーションサーベイメータ（検出限界が0.01μSv/h以下のもの）又はこれに準じた性能を有するγ線測定機器を選定する。
44	NPO放射線安全フォーラム 放射線課題検討会有志	別紙1の測定法に関して、最小目盛りは検出限界を保証しませんので、(1)の規定は最小目盛りの大きさではなく、最小検出感度の大きさに規定すべきだと考えます。また、(9)で測定担当者に資格を要しないとしていますが、測定結果の信頼性を保証するため、一定の知識と技能を有する者が当たるべきだと考えます。	
45	鏡野町	「【別紙1】放射線量率の測定法」 現在の経済状況を考えると、年に1度しか使用しない測定器の購入や校正に投資することは費用対効果に見合わない。また本ガイドラインの事業者は放射線測定器の選定自身困難であると考えられる。「はかるくん」の貸し出しなどと同様に、無料で校正済みの測定器を貸し出すなどの制度を国などで準備するなどを検討していただきたい。	本ガイドライン第4章の記載内容から判断して、製造事業又は（及び）一般消費財に関する対象事業者となる場合には、 ・ 製造事業所における作業員、周辺住民の不要な被ばく低減化等の安全確保 ・ 一般消費財による利用者の無用な被ばくの低減化等の安全確保 の観点から、第5章又は（及び）第6章に記載する内容を、対象事業者において実施して頂くことを期待しております。 費用対効果の観点から実施が難しい内容もあるとは思いますが、作業員等の安全確保の観点も踏まえ、実施可能な内容から順次、取組を開始して頂くことを期待しております。 なお、事業者が自主的に測定することを期待していることから、国による予算措置は難しいものと考えております。

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
【別紙2】 被ばく線量の評価法			
46	タングステン・モリブデン工業会	本ガイドライン【別紙2】3(2)では放射能濃度の分析値(専門機関等で分析した結果)が記載されております。 この専門機関等の名称をお教えてください。	放射能濃度の分析を行う具体的な専門機関等については、文部科学省HP等での紹介に努めてまいります。
47	タングステン・モリブデン工業会	本ガイドライン【別紙2】3(2)では放射能濃度の分析値(専門機関等で分析した結果)が記載されております。 当工業会で扱う精製されたトリウムを添加したトリエーテッドタングステンの場合、計算式中のC(Bq/g)については、放射能濃度の分析は無理なため、含有量×係数で求めて良いのでしょうか。よろしくご指導ください。	確かに物質によっては、放射能濃度の分析が不可能なものが存在しますので、分析が不可能な物質については、推定した経緯を記録として残すことを条件として、計算により推定することが可能とします。 (修文後) 3 一般消費財の利用者に対する被ばく線量評価 (2) 一般消費財の放射能分析値から評価する方法 一般消費財の放射能の濃度の分析値(専門機関等で分析した結果)がある場合は、以下の式で計算により被ばく評価してもよい。 <u>なお、放射能の濃度の分析が困難な一般消費財の場合は、放射能の濃度を計算により推定してもよい。ただし、推定した経緯は記録として残すこと。</u>
48	(社)日本電球工業会	本ガイドライン【別紙2】3(2)では放射能濃度の分析値(専門機関等で分析した結果)が記載されております。 当工業会で扱うランプ類に使用する精製されたトリウムを添加したトリエーテッドタングステンでは、製造メーカーの仕様(トリウム濃度2%など)や分析値が示されております。この専門機関等で分析した結果の中にこれらの製造メーカー仕様値、分析値を含めるよう要請いたします。	比較的大量のウラン又はトリウムを含む原材料を取り扱う場合には、製造事業に関する対象事業者に該当すると考えられ、その場合は、第5章の冒頭の記載事項「指定原材料等は、換気が十分に行える場所で取り扱うこととし、特に粉じんの発生可能性がある場合は、マスクや手袋など適切な保護具の着用等の措置を講ずる」ことを記載しております。 このような措置内容を前提とした上で、別紙1の放射線量率の測定では、γ線測定器による測定を記載しております。
49	NPO放射線安全フォーラム 放射線課題検討会 有志	別紙2の作業員に対する被ばく線量評価に関して、比較的大量のウラン又はトリウムを含む原材料を取り扱い、粉塵が発生する場合には、内部被曝も評価すべきだと考えます。このため、濾紙を用いたダストサンプリングによる空気中全α放射能測定を義務付けられるべきと考えます。また、これらの事業所では、作業員に個人線量計を着用させることが作業員とその家族等に安心を与えることに有用であると考えます。これらのデータは望めばいつでも確認できることとすべきであると考えます。さらに、これらのデータのうち、個人情報を含まないものは誰でも閲覧できるようにすべきであると考えます。	比較的大量のウラン又はトリウムを含む原材料を取り扱う場合には、製造事業に関する対象事業者に該当すると考えられ、その場合は、第5章の冒頭の記載事項「指定原材料等は、換気が十分に行える場所で取り扱うこととし、特に粉じんの発生可能性がある場合は、マスクや手袋など適切な保護具の着用等の措置を講ずる」ことを記載しております。 このような措置内容を前提とした上で、別紙1の放射線量率の測定では、γ線測定器による測定を記載しております。
「解説」に関する意見			
50	AGCセラミックス(株)	放射線の安全性に関する理解について 一般公衆にとりましては、放射線は馴染みが薄く、どのレベルまでが安全であるかは、なかなか理解が難しくなっています。本ガイドラインには、解説2に文書による記述がありますが、更に理解を深めるには、各機関から出されているビジュアル的な模式図(東京-ニューヨーク間放射線量、CTスキャン放射線量などが記載されたもの)が添付されますと理解が深まると思いますのでご検討をお願いします。	一般公衆の被ばくの方の考え方の理解を深めるため、日常受ける放射線の模式図を参考資料として添付しました。

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
51	NPO放射線安全 フォーラム 放射線課題 検討会有志	解説4の(1)は一般消費財の製造場所では注意が必要になることがありえることを言及すべきだと考えます。	第2章(4)において、「なお、一般消費財を製造する事業者は、実施内容(1)及び(2)の両方を実施することとなる。」と記載しております。
52	NPO放射線安全 フォーラム 放射線課題 検討会有志	国際原子力機関の基本安全基準(BSS)では、「正当化」されない「行為」について、免除を認めてはならないと規定しています。この考え方を取り入れ、本ガイドラインの対象を「正当化される行為」に限ることを提案します。「正当化される行為」とは、科学的なデータでその使用がもたらす便益が不利益を上回ることを示せるものです。また、その評価は、製造、販売、廃棄の全ての過程を考慮して行われるものとします。なお、リスクの大きさが一般的に受容と考えられるものには、行政が積極的に関与しない、とする、世の中で一般的に行われているこれまでの“慣行”との整合を考え、生涯での致死性がん発症の確率としてのリスクの大きさが百万分の1を超えず、かつ、集団への曝露を想定しても、リスクの大きさが取るに足らないものは、このガイドラインの対象から除外することを提案します。 (ア) 図表10 指定原材料の利用形態で指定原材料として示されているモナザイト(モナズ石)の一般消費財として示されているものは、いずれもその効果が科学的には確認されていないと考えられます。従って、これらの品目は図表から削除すること提案します。製造業に従事する労働者は労働安全法で守られ得ますが、不適切な使用に基づき化粧品の使用者が内部被曝を受けることは避けるべきであり、本ガイドラインの範囲にすべきであると考えます。 ① http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/hyoji/info/080522radium.html (イ) 利用の社会的な正当性を確認するために事業者および行政機関は以下のプロセスを吟味することを推奨することを提案します。 ① テクノロジーアセスメントして社会に必要な技術かどうか分析 ② 必要な技術の場合、代替策に置き換えるかどうかトレードオフ分析 ③ 適切な代替手法がない場合、介入が正当化されるリスクがあるかどうか分析 ④ 介入が正当化される場合は優先順位を考慮して対応をとるかどうか決める ⑤ 優先度が高い場合は、介入方法を最適化して介入 ⑥ これらの判断分析の各変数は社会情勢で変わりうるので、必要に応じて見直す <一部非公表>	「正当性」の考え方は、重要であると考えます。 本ガイドラインでは、第6章(2)被ばく線量低減のための改善措置(P13)において、「1mSv/年を超えない場合であっても、合理的、かつ容易に被ばく線量を低減できる場合は、このような措置を講ずることを推薦する」と記載するとともに、解説2 一般公衆の被ばくの考え方(P18)において、「線量限度以下であっても、合理的に達成可能な限り線量を低くすることを原則としている。」と記載しております。 なお、「図表10 指定原材料の利用形態」の一般消費財の欄には、「効果が科学的に確認されたもの」を記載している訳ではありません。販売等の際に使用されている名称等を本ガイドラインに記載することにより、当該一般消費財の利用者等に対する情報提供に資するものと考えております。

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
53	柴山 恭子	そもそも、本ガイドラインが前提としている、平成17年1月の研究炉等安全規制検討会報告書「試験研究用原子炉施設等の安全規制のあり方について」が、チタン鉱石問題の実情を踏まえていないものであり、同報告書の『検討会報告書では、当面の対応として、各国においても国情に応じた規制が行われていること、「チタン鉱石問題」以降、業界団体により実施された管理が有効に働いていると考えられること等を考慮し』との評価が現実に即しておらず不適切である。 住民や市民団体等を交えた検討会を行い、検証作業を行った上で、本ガイドライン案は、最初から検討をやり直すべきである。 ＜一部非公表＞	一般論として、我が国では、業界団体により実施されている管理は、比較的有效に働いているものと理解しております。 しかし、解説1ガイドライン作成の経緯において、「<u>チタン鉱石問題</u>」以降、という表現が誤解を生じさせる可能性があることから、当該表現を削除させていただきました。
複数の章にまたがる意見			
54	生活協同組合パルシステム東京	私たち消費者は、放射性物質が安易に生活用品に使われ、放射線被ばくにより長期間のうちに健康影響を与えることについて懸念しています。自然鉱石であっても、一定以上の放射能を有するものや、放射能を利用する製品にあっては、自然放射線として扱うべきではなく、人工放射線と同じ枠内で捉えるべきものと考えます。放射性自然鉱石の生活用品への利用に関しても、「正当化」「最適化」「線量制限」の放射線防護三原則が遵守されなければならないと考え、以下の事項を要望します。 記 (1)一般消費財（生活用品）の放射能表示基準線量を引き下げること 一般人の被ばくに関する線量限度は1ミリシーベルトです。これを超える被ばくのおそれがある一般消費財は、たとえ自然鉱石を利用したものであっても、製造・販売を禁止することを要望します。 放射能を持った一般消費財が複数使用されることも考慮し、一般消費財の放射能表示の基準は、線量限度である1ミリシーベルトをそのまま適用するのではなく、人工放射線の基準である0.01ミリシーベルト以上を表示の対象とすることを要望します。 (2)放射性鉱石を使ったマイナスイオン製品等を禁止すること 自然鉱石の応用品として挙げられている一般消費財のうち、マイナスイオン製品と家庭用温泉器(温泉浴素)は明らかに放射能を利用した製品です。医療目的で使われるもの以外の製品での放射能利用は禁止するよう要望します。 ＜一部非公表＞	(1) 一般公衆の線量限度は1mSv/年と規定されており、本ガイドラインにおいてもその線量限度を使用しておりますが、この線量限度を超えた場合でも、100～200mSvより低い放射線量では、臨床所見は確認されておりません。つまり、この線量限度は、臨床所見が確認されるレベルの百分の一以下であり、放射線によるリスク管理を行うレベルを意味しています。 一般消費財については、一般消費財利用者の被ばく線量が、通常の利用で1mSv/年を超えないよう措置することを記載するとともに、適正な時間を超えた利用など、利用方法によっては1mSv/年を超えると推定される場合には、一般消費財に注意事項等を表示あるいは添付することを記載しております。 (2) 自然放射性物質を比較的多く含んだ鉱石等が産業用の原材料として大量に広く利用され、一般消費財としても多くの人に利用されています。このような自然放射性物質を含む製品、中間製品、リサイクル品等については、原子炉等規制法等の規制対象である場合には法令に基づく措置をとる必要があります。また、法令の規制対象外である場合でも、本ガイドラインの対象となる場合には、本ガイドラインに基づく安全確保対策を求めることを考えております。

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
		(3) 消費者にわかりやすい表示とすること 一般消費財に被曝線量を表示しても、一般消費者には意味がわかりにくいと考えます。線量限度を併記して関係を示すようにするなど、表示方法の改善を要望します。 例 放射線被曝線量：1日2時間使用で0.03mSv(線量限度1mSv/年の3%)	(3) 第6章(3) 情報提供の「②利用時間当たりの被ばく線量」を「②線量限度1mSv/年を併記した上での利用時間当たりの被ばく線量」と修文します。
55	安楽 知子	「ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の安全確保に関するガイドライン」を定める目的は、第2章(1)「ガイドラインの目的」の2番に「一般消費財による利用者の無用な被曝の低減化の安全確保」とあるが、ウランやトリウムは非常に半減期が長いので、「利用者の」という限定は不適切である。 また、第6章(4)「記録の作成」で、記録の「保存期間は、当該製品の利用が終了すると想定されるまでの期間」とあるが、これについては記録の保存期間を限定するのは適当ではない。利用者が、この製品の利用を終え、廃棄物となった場合でも、被ばくのリスクは無くなるわけではないからだ。 放射能の強さは、目には見えず、測定器がなければ簡単には分からないものである。いくら購入するときに製品に表示があったとしても、持ち主が変わったり、いったんゴミに出されたり、リサイクルされたりした場合のトレーサビリティを確保することは不可能である。 実際、リサイクル品に放射性物質が誤って混入し、知らずに人が被ばくするという事例は少なからずこれまでもあった。 また、線量が低くても、半減期の長い核種だからこそ、いったんこうしたものが製品として流通すれば、身近な環境に意図しないものも含めて蓄積していくことは避けられない。 したがって、このような製品はガイドラインで緩い規制をかけるのではなく、製品として流通させることを原則として禁止すべきである。 このガイドライン案では、廃棄物処理という排出責任者の利益のために、国民に被ばくを強制するようなこうした製品を今後も許容することになる。 また、第5章(4)「記録の作成及び教育」の(i)「測定及び評価の記録」の中で、記録の「保存期間は5年間」とあるが、これもウラン、トリウムの半減期の長さからみても短すぎる。 ＜一部非公表＞	自然放射性物質を比較的多く含んだ鉱石等が産業用の原材料として大量に広く利用され、一般消費財としても多くの人に利用されています。このような自然放射性物質を含む製品、中間製品、リサイクル品等については、原子炉等規制法等の規制対象である場合には法令に基づく措置をとる必要があります。また、法令の規制対象外である場合でも、本ガイドラインの対象となる場合には、本ガイドラインに基づく安全確保対策を求めることを考えております。

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
その他			
56	NPO放射線安全 フォーラム 放射線課題 検討会有志	労働者と事業主が健全な合意形成を図られるように双方が努力することを盛り込むことを提案します。 (ア) リスク認知が主観的である一方、NORMのリスクが労働者に理解しがたいとすると、リスクを正しく認知していただけるように支援することが健全な合意形成に資すると考えます。 (イ) わずかで取るに足りないリスクを過大に心配することなく、自然にあるラドン温泉を楽しめるように十分に配慮したリスクメッセージを発信することが重要であると考えます。 (ウ) 放射性廃棄物の処分の確立がわが国の大きな課題になっていますが、わずかなリスクを恐れて制度の確立が遅れることのないように、自然放射線からの日常の曝露を踏まえてバランスよく国民自らが考えることを支援すべきであると考えます。	「解説2 一般公衆の被ばくの方針」において、「ただし、この線量限度(1mSv/年)を超えた場合でも、100～200mSvより低い放射線量では、臨床所見は確認されていない。つまり、この線量限度は、臨床所見が確認されるレベルの百分の一以下であり、放射線によるリスク管理を行うレベルを意味している」と記載しております。
57	安楽 知子	「ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の安全確保に関するガイドライン」を定める目的は、第2章(1)「ガイドラインの目的」にもある通り、「無用な放射線被ばくによる健康上のリスクを低減するため」とある。 しかしながら、当ガイドライン案では、その目的を果たすには不十分である。 そもそも、解説1の「ガイドライン作成の経緯」の中で、「『チタン鉱石問題』以降、業界団体により実施された管理が有効に働いていると考えられる等・・・」という認識自体があまりにも現実からかけ離れている。 まず、チタン廃棄物問題に取り組んできた地元市民団体やそのサポートをしてきた専門家などに意見を聴取して、再度案を作り直すべきである。 また、今回の意見募集は、行政手続法に基づかない任意のパブリックコメントということで、募集期間が非常に短くなっているが、被ばくのリスクは国民の健康にかかわる重要な問題であるので、拙速に決定することなく、国民の意見が十分に反映されるよう配慮すべきである。例えば手続きの期間、回数等増やすことが必要である。 不十分な内容でガイドラインを定めることになれば、被ばくのリスクがあるにも関わらず、基準以下のウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の流通が正当化されることにもなりかねない。これでは、むしろ当ガイドラインの趣旨の安全確保とは逆の効果を果たすことになる。 ＜一部非公表＞	原子炉等規制法等の放射線安全に係わる法令等に加えて、新たに本ガイドラインを策定することにより、法令の規制対象ではない事業者においても、その自主管理の改善が期待されることから、本ガイドラインの策定は意義があるものと考えております。 また、「第1章 はじめに」に記載してありますとおり、文部科学省では、各事業者が行う安全確保対策の実施状況等を踏まえ、本ガイドラインがより良いものとなるように継続的に見直すことを考えております。さらに、必要性が認められれば、法令による規制も視野に入れた検討を行うものと考えております。 なお、解説1ガイドライン作成の経緯において、「チタン鉱石問題」以降、という表現が誤解を生じさせる可能性があることから、当該表現を削除させていただきました。

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
58	安楽 知子	「ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の安全確保に関するガイドライン」を定める目的は、第2章（1）「ガイドラインの目的」にもある通り、「無用な放射線被ばくによる健康上のリスクを低減するため」とある。 しかし、罰則規定もないガイドラインでは、目的を達し得ない。 測定の不備、サンプリングのミス、データ改ざん等の問題は常について回り、容易になくなるものではない。特に廃棄物をリサイクルして製品に加工する場合は、事業者の廃棄物処理コストの削減が最も大きな目的であるから、常に事業者側には基準値を超えるものも紛れ込ませたいという動機が働くのは当然である。それを事業者の善意だけに任せて、チェック機関も罰則も設けず自主管理にしまっただけでは、制度としても意味をなさなくなってしまう。 本気で無用な放射線被ばくによる健康上のリスクを低減するつもりであれば、法律で規制し、それを監視する機関をつくるべきである。それができない限り、原則的に利用を禁止するのが妥当であろう。 これでは、ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の流通にお墨付きを与え、国民の無用な放射線被ばくによる健康上のリスクを高めるだけだ。 ガイドライン案は白紙にもどし、法的規制を含む制度とすべきである。 ＜一部非公表＞	

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
59	兼松 秀代	ガイドラインは法的効力がなく無意味。 第2章ガイドラインの地位付及び概要で、① 製造事業所における作業員、周辺住民の無用な被ばくの低減化等の安全確保 ② 一般消費財による利用者の無用な被ばくの低減化等の安全確保を上げ、その方策を「事業者による自主管理」としている。 しかし法律の裏付けを持たない自主管理、つまりガイドラインが如何に無意味であるかは、酸化チタン業界の「自社管理基準」に反して放射線料率の高い酸化チタン廃棄物・アイアンクレーを低く偽って産業廃棄物処分場に埋め捨てながら、その違反を取り締まる法律がないとして、何の対応も取らないのが、当の文部科学省です。 法律の裏付けのない自主管理やガイドラインの無意味さと無能を社会に示しながら、「平成17年1月に研究炉等安全規制検討会報告書「試験研究用原子炉施設等の安全規制のあり方について」を理由に法整備しないのは、やる気がない、放置しておきたい、行政として責任を取りたくないための卑怯なやり方です。 タバコ規制はガイドラインですが、健康増進法が裏付けとなって、少しずつではありますが、規制が進みます。 ウラン・トリウムを含む製品や廃棄物で被害を受けるのは、国民（未来を生きる人達を含めた）です。国民の健康、生命、財産を守るのが、国家公務員の責務です。責務を果たしてください。	放射線審議会基本部会報告書「自然放射性物質の規制免除について」（平成15年10月）において、本ガイドラインが対象としているウラン、トリウムを含む物質については、一般に取扱量が大量であり、放射能濃度の部分的な変動があること等から、免除レベルを設定するのではなく、物質中の放射能濃度の平均値がある一定値を超える可能性のある物質をあらかじめ特定し、この特定された物質を取り扱う場合に実際の作業員や公衆の被ばく線量の評価を行って、その結果1mSv/年の線量基準を超える場合に放射線防護上の管理を求めることが適当である、とされております。 このような専門的な検討を踏まえ、直ちに法令による規制を導入するのではなく、基本部会報告書及び有識者からの意見等を参考にガイドラインを作成し、自然放射性物質を扱う事業者に対し、これに基づく自主管理を求めることが適当であるとの結論が得られております。 さらに、必要性が認められれば、法令による規制も視野に入れた検討を行うものと考えております。
60	兼松 秀代	ガイドラインでなく、法整備をすべきである。 日本は原子力発電や関連施設については原子炉等規制法で規制し、高レベル放射性廃棄物は特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律で規制しますが、環境基本法に放射能や放射線についての総合的な規制の枠組みがありません。 放射線も放射能も環境の範疇で規制され、更に個別に規制されるべきです。 ガイドラインではなく、環境基本法で規制されるよう、行政で検討してください。	
61	兼松 秀代	p.3「図表2」の情報提供は法整備で義務付けるべきである。 これは必ず義務付ける必要があるにもかかわらず、事業者による「自主管理」では、徹底できないどころが、罰則すらない。こんな状態で国民の健康を守ることなどできない。 この点からも、法整備が必要である。 昨年のストラップに含まれる放射性物質の量が多いとして、回収指示を出した。こうした事例は何回も繰り返されている。	

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
62	柴山 恭子	本ガイドライン案が有効となるには、測定記録の改ざん等が行われないよう、国が責任を持って高い頻度で抜き打ちによる立ち入り検査を行い、是正させるなどの担保が必要であるが、そのような法的権限の付与は法制化によるしかなく、この点からも、やはりガイドラインではなく法律を整備すべきである。 法的権限のないガイドラインでも全く何もないよりは良いとの考え方は誤りであり、かえって法的拘束力の内ガイドラインは悪用される、被害を拡大するということが明らかであるので、本ガイドライン案のように、法的裏付けのないものはつくるべきではない。 ＜一部非公表＞	
63	柴山 恭子	本ガイドライン案のp.1「第2章」(2)で、平成17年1月にとりまとめられた研究炉等安全規制検討会報告書「試験研究用原子炉施設等の安全規制のあり方について」において、『自然放射性物質の使用に係わる安全管理について、直ちに法令による規制を導入するのではなく＜略＞自主管理を求めることが適当である、とした』とのことで、これを基に本ガイドライン案作成されたようであるが、同報告書のこのような評価が誤っているために、本ガイドライン案も自然放射性物質の野放しを助長する内容となっている。 検討会を行い、検証作業を行った上で、自然放射性物質の法的規制を含めた検討をやり直すべきである。 ＜一部非公表＞	
64	柴山 恭子	担当職員によると、本ガイドライン案p.13の(2)で一般消費財について、通常の利用で1mSv/年を超えると推定される場合の措置を書き、(3)で、通常の利用では超えないとしても、放射性物質が含まれるものをあわせて使用したり、消費者が知らずに直接さわったり吸引したりしてしまうような可能性がある場合を想定して、その場合、情報提供、表示をするよう求めているとの説明だった。しかし、法的拘束力のない本ガイドライン案によって、表示について取り締まることはできず、消費者、住民の安全を守るものではない。本ガイドライン案において、情報提供、表示を求めるのであれば、それが守られるよう監視し是正を求めることができるしくみも合わせて必要であるが、そのような法的権限のある監視の仕組みは法制化によるしかなく、この点からも、やはりガイドラインではなく法律を整備すべきである。 ＜一部非公表＞	

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
65	柴山 恭子	本ガイドライン案の対象となる廃棄物の定義とその根拠につき、本ガイドラインには明示されていないが、担当職員に問い合わせたところ、本ガイドライン案対象の廃棄物が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上の廃棄物として扱われるよう環境書に意見照会中とのことであった。 しかし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」やその規則の改正なしに、ガイドラインだけでこのような解釈を行うべきではないので、法改正を求める。 検討会を行い、検証作業を行った上で、本ガイドライン案における廃棄物の定義、考え方について法改正を含めた検討をやり直すべきである。 ＜一部非公表＞	廃棄物を他の製品の製造にリサイクルする場合には、中間製品等（一次製品、半製品、工業製品、副産物等）と同様に取り扱い扱うものとし、本ガイドラインによる安全確保を求めることとしております。
66	柴山 恭子	本ガイドライン案には、4省による『チタン鉱石問題に関する対応方針（1991年6月6日）』との関係が明記されていないが、担当職員に問い合わせたところ、『本ガイドラインが出来ても、4省通知は有効。両方が適用される。重なる場合はより厳しい方が適用される。例えば、ガイドラインには対象となる製品を出荷する場合、情報提供や記録の管理をすることになっているが、これが新たに適用される。』とのことであった。このことを本ガイドライン案本文に確実に明記するよう求める。	4省による「チタン鉱石問題に関する対応方針」は、本ガイドラインの策定後も引き続き有効と考えております。そのことは、今後とも、チタン鉱石問題の関係者に周知していく所存です。
67	柴山 恭子	本ガイドライン案では、放射線量の測定結果や記録等の保存については示しているが、それを年に1回程度、国へ報告することは求めている。せめて、4省による「チタン鉱石問題に関する対応方針（1991年6月6日）」同様、少なくとも年に一回は国への報告を求めるべきである。	本ガイドラインは、事業者の自主管理を行う際に必要となる事項をガイドラインとしてとりまとめたものであり、行政事務の合理化の観点等を踏まえると、放射線量の測定結果等を国へ報告することまで求める必要はないと考えております。
68	柴山 恭子	本ガイドライン案では、放射線量の測定結果や記録等の保存については示しているが、それを年に1回程度、国へ報告することは求めている。せめて、『チタン鉱石問題に関する対応方針』同様、少なくとも年に一回は国への報告を求めるべきである。放射線量測定記録等の報告書の提出を求めるとともに、その内容や本ガイドライン案が守られているかどうかを国が責任を持って監視するしくみがなければ、かえって法的拘束力のないガイドラインは悪用されるということは明らかである。国が本ガイドライン案を策定する以上、法的拘束力もないガイドラインであるからこそ、放射線量測定記録等の報告書の提出を求めるとともに、その内容や本ガイドライン案が守られているかどうかを国が責任を持って監視するしくみが本案の中に盛り込まれていなければならない。 検討会を行い、検証作業を行った上で、放射線量測定記録等の報告書の提出を求めるとともに、その内容や本ガイドライン案が守られているかどうかを国が責任を持って監視するしくみについての検討を行い、本ガイドライン案に盛り込んだ上で、再度、パブリックコメントを実施するよう求める。 ＜一部非公表＞	なお、4省による「チタン鉱石問題に関する対応方針」は、本ガイドラインの策定後も引き続き有効と考えており、本対応方針に基づき、引き続き国への報告を求めることになると考えております。
69	柴山 恭子	本ガイドライン案において、対象事業者が測定記録の改ざん等を行わないよう、国が責任を持って高い頻度で抜き打ちによる立ち入り検査を行い、是正させるなどの担保を確保できないのであれば、少なくとも廃棄物のリサイクルは決して認めるべきではない。	廃棄物を他の製品の製造にリサイクルする場合には、中間製品等（一次製品、半製品、工業製品、副産物等）と同様に取り扱い扱うものとし、本ガイドラインによる安全確保を求めることとしております。

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
70	柴山 恭子	本ガイドライン案においては、1mSv/年を超えなければよいとして、放射線被ばくにつきしきい値があるとする考え方をとっているが、しきい値に関しては、米国科学アカデミーが2005年に「放射線被ばくには、これ以下なら安全」といえる量はないという内容の報告書を出していることを重く受け止め、安易に1mSv/年という目安値を採用している本ガイドライン案の考え方を改めるべきである。	「解説2一般公衆の被ばくの考え方」に記載してありますとおり、本ガイドラインで用いている線量限度の数値は、ICRPやIAEAの国際的な基準を根拠としています。
71	柴山 恭子	日本人の医療被ばくの平均2mSv/年と言われており、そのほかにも、被ばくが増えていることもとも考慮すると、「自然放射性物質の取扱いの際の無用な放射線被ばくによる健康上のリスクを低減する」(p.1)本ガイドライン案の趣旨に沿えば、1mSv/年という目安値はあまりにも高い設定である。日常生活において、被ばくが増えていることを重く受け止め、本ガイドライン案の対象となるような原材料及び製品等による『無用の』被ばくについては、より被ばくの程度を低減するべきであるから、せめて1mSv/年の1/10、1/100といった目安値にあらためるべきである。	
手続きに関する意見			
72	NPO放射線安全フォーラム 放射線課題検討会有志	事業者の自主管理を求めるもので、行政指導指針に言う命令等を定める場合に該当しない場合でも、自治体が広く技術的な基準にすると考えられる事項について、今回のように行政手続法に基づく意見公募手続を実施したことに賛同します。	広く一般の意見を反映して、本ガイドラインを取りまとめる観点から、今般、意見募集をさせていただきました。
73	NPO放射線安全フォーラム 放射線課題検討会有志	ガイドラインを制定する際、国民にその意義が正しく理解されるように、注意深くメッセージを発信すべきであると考えます。自主管理のガイドラインも、事実上、新たな規制となりうるため、ガイドライン違反が重大な“事件”として報道され、国民にウラン又はトリウムを含む原材料や製品等のリスクを誤解させるおそれがあります。そのため、報道機関の二次利用を想定したガイドラインの「解説資料」を用意することを希望します。なお、必要があれば本NPOでは、資料作成を支援する用意があります。	本ガイドラインを策定した後は、本ガイドラインの解説となる資料等を準備する方向で検討したいと思います。
74	兼松 秀代	意見は1件ずつ個別に送信せよとあるが、意見を出しにくくする。改めるべきである。 他の省庁の意見募集ではこのような支持は見たことがない。	このような意見募集の方法は、他の府省においてもごく一般的に行われております。
75	兼松 秀代	提出者を事業者と想定しているのではないか。 提出情報公開の記載項目に、「提出機関」、「連絡担当者」とあり、事業者や事業所、機関のみを対象としている。国民に当のであるから、このような想定は間違っている。今まで国民を対とせず、事業者も機関だけを対象とした事を物語り、事業者や機関のための仕事をしてきたことを示す。癒着といっても過言ではない状況である。	意見公募要領において、「提出機関名には、法人名、団体名等（必要があれば部署名まで）を記載して下さい。個人の場合は、個人名及び所属（ない場合には不要）と記載して下さい。」と記載しており、事業者や事業所、機関のみを対象としていないことを明確に記載しております。

番号	機関名 (又は個人 名)	意見の概要	文部科学省の考え方
76	柴山 恭子	本ガイドライン案のパブリックコメントの募集のあり方について。 本ガイドライン案が、法令でもないガイドラインによって、核原料物質にあたらない74Bq/gまでのウラン、トリウムを含むものを対象とし、その廃棄物が廃棄物処理法上の廃棄物として扱われ、リサイクル可能とするというところでもない内容を含んでいるにもかかわらず、その周知も一般の住民には届きにくく、また、募集期間も極めて短い設定で実施されるのは、国民の「自然放射性物質の取扱いの際の無用な放射線被ばくによる健康上のリスクを低減する」(本ガイドライン案p.1)ためのパブリックコメントのあり方とは言えない。 自治体を通じて広く本件募集を周知するとともに、意見の募集期間も少なくとも2ヶ月程度が確保されなければ、日々生活に追われている一般市民にとっては意見の提出は困難である。 本件パブリックコメント募集の期間延長もしくは募集のやり直しを求める。	原子炉等規制法等の放射線安全に係わる法令等に加えて、新たに本ガイドラインを策定することにより、法令の規制対象ではない事業者においても、その自主管理の改善が期待されることから、本ガイドラインの策定は意義があるものと考えております。 なお、「第1章 はじめに」に記載してありますとおり、文部科学省では、各事業者が行う安全確保対策の実施状況等を踏まえ、本ガイドラインがより良いものとなるように継続的に見直すことを考えております。
77	柴山 恭子	本ガイドライン案は、研究炉等安全規制検討会という検討会で審議されたと聞いたが、本ガイドライン案についての実質的な審議は、本年4月の会議のみであったという。この肝心の本年4月の同検討会の議事要旨が文部科学省のサイトにUPされていないような段階で、本件パブリックコメントは実施されている。これでは、一般市民が本ガイドライン案について理解をし、適切な意見を述べるのは困難である。よって、本年4月の同検討会の議事要旨をホームページに掲載した後に、あらためて、本ガイドライン案につき、パブリックコメントの募集をやり直すよう求める。	
78	柴山 恭子	本ガイドライン案は、研究炉等安全規制検討会という検討会で審議されたと聞いたが、本ガイドライン案の審議は、昨年7月に同検討会でこの方向性を審議し、その後、本年4月の会議でガイドライン案を検討し修正を経て、今回のパブリックコメント募集に至ったとのことであった。本ガイドライン案が、法令でもないガイドラインによって、核原料物質にあたらない74Bq/gまでのウラン、トリウムを含むものを対象とし、その廃棄物が廃棄物処理法上の廃棄物として扱われ、リサイクル可能とするというところでもない内容を含んでいるにもかかわらず、わずかな審議で本ガイドライン案がとりまとめられたというのは、大変な衝撃であった。検討会を行い、検証作業を行った上で、本ガイドライン案は、最初から検討をやり直すべきである。 ＜一部非公表＞	
79	柴山 恭子	本ガイドライン案の対象となる廃棄物の定義とその根拠につき、本ガイドラインには明示されていないが、担当職員に問い合わせたところ、『法律上、放射性物質として扱わなくてよいものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上の廃棄物という考え方でガイドライン案を作成した。ただ、この考え方を廃棄物に用いてよいかどうかを、現在、環境省に意見照会中であるので、どうなるのかわからない。』とのことであった。この重大な問題につき、環境省と調整中の段階でパブリックコメントを募集するのはおかしいので、環境省の見解が明らかになった後に、本件パブリックコメントの募集をやり直すべきである。 ＜一部非公表＞	

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
80	柴山 恭子	本ガイドライン案は、研究炉等安全規制検討会という検討会で審議されたと聞いたが、本ガイドライン案についての実質的な審議は、本年4月の会議のみであったという。この肝心の本年4月の同検討会の議事要旨が文部科学省のサイトにUPされていないような段階で、本件パブリックコメントは実施されている。これでは、一般市民が本ガイドライン案について理解をし、適切な意見を述べるのは困難である。よって、本年4月の同検討会の議事要旨をホームページに掲載した後に、あらためて、本ガイドライン案につき、パブリックコメントの募集をやり直すよう求める。	「解説1 ガイドライン作成の経緯」(P17)に記載してありますとおり、自然放射性物質の使用に係る安全管理のあり方については、平成16年度以降、研究炉等安全規制検討会において、継続的に検討されております。なお、同検討会における配布資料、議事要旨等は、ホームページより閲覧が可能です。 また、意見募集の際に提供することが不可欠な資料(ガイドライン案、意見公募要領)につきましては、ホームページ等により提供されたと考えております。